

江節・劇場下座合方・箏曲)を、また「邦楽調査資料」として古文獻を謄寫物と刊行物に分けて展示した。図書類は邦楽年表、解題、採譜(とくに三味線音楽)に関わるもので、「謄寫物」の中には大正十二年の震災で原本焼失のものも見られる。邦楽調査掛では、その一部を調査成績報告に見るように、図書館あるいは蔵書家から文献を借用して多数書写している。「謄寫物」には採譜の「日誌」(自明治四十一年至昭和三年、二十二冊)も展示した。

(十) 関係者一覽

『東京音楽學校一覽』の職員名簿「邦楽調査掛」に基づき、日誌などで補足した。「一覽」に記載されていない場合は名前に*を付して補う。就任順に記載するが、「一覽」の期間(明治四十一年度から昭和十六年

度)が実作業期間と異なる場合あるいは不明の場合は()を付し、期間が明らか場合は修正した。なお期間中調査実績が希少あるいは皆無の場合は()で括る。就任(任)、解任(解)、退職(退)年月日が明らか場合は備考欄に記した。職名の「調査嘱託」は大正六年以後「嘱託員」に改称される。専門欄には調査研究者による採譜、解題などおもな担当も記した。大正十二年十一月以降調査研究者は実質的には高野辰之・黒木勘蔵・弘田龍太郎の三名となり、昭和三年には弘田の渡独で採譜作業は中断した。「一覽」には、高野が退任した昭和十一年度以降掛長はなくなり、主事は「欠員」、調査員も橋本国彦(ただし「在外研究中」と大塚淳の二名、さらに十二年度以降は帰国した橋本ひとりとなった。調査活動が中断のまま嘱託員の演奏家(八名)は十二年度以降移動なく、清元節、一中節、長唄、常磐津節、能楽が継続して記載される。

氏名	芸名	専門(担当)	職名	期間(年度)	備考
富尾木知佳			主事(教授)	明四〇〇〇大六	明四〇、九、一三(任)、大六、一〇、六(没)
幸田 延			調査員(教授)	(明四〇〇〇)明四二二	明四〇、九、一三(任)
島崎赤太郎			調査員(教授)	明四〇〇〇(昭七)	明四〇、九、一三(任)、昭八、四、一三(没)
今井新太郎	今井慶松	箏曲	調査員(教授)	明四〇〇〇(大一一四)	明四〇、一、三〇(任)、大一一五、三、三二(退)
永井素岳		(解題)	調査嘱託	明四〇〇〇大三	明四〇、九、一七(任)、大四、五、一四(没)
伊藤様太郎	十代都大夫一中	一中節	調査嘱託	明四〇〇〇(昭二)	明四〇、九、一七(任)、昭三、二、六(没)
菅野藤次郎	四代菅野序遊	一中節	調査嘱託	明四〇〇〇(昭一六)	明四〇、九、一七(任)、大八、九、二三(没)
岡村庄吉	五代清元延壽大夫	清元	調査嘱託	明四〇〇〇(昭一六)	明四〇、九、一七(任)
館山漸之進		平曲	調査嘱託	明四〇〇〇(昭一六)	明四〇、九、一七(任)、大六、七、三一(没)
吉野萬太郎	六代名見崎得壽齋	富本節	調査嘱託	(明四〇〇〇)昭一六)	明四〇、九、一七(任)
西山龜助	菅野吟平/都千中	一中節	調査補助	明四〇〇	明四〇、九、一七(任)
鎗田倉之助		(記譜)	調査補助	明四〇〇〇(大一一)	明四〇、一〇、一(初出)、明治四四(調査嘱託)
三宅延齡		(記譜)	調査補助/調査嘱託	明四〇〇〇(大三)	明四〇、一〇、二九(任)
石原廣吉	五代杵屋勘五郎	長唄	調査嘱託	明四一〇〇(昭四二)	明四一、二、八(任)
林 蝶		(記譜)	調査嘱託	明四一〇〇(昭四二)	明四一、三、四(任)
高野辰之		(記譜)	調査嘱託/調査員(教授)	明四一〇〇(昭四二)	

本居長世 天沼熊作 伊東秀次郎 楠美恩三郎	六代十寸見蘭洲 山彦秀翁	(記譜) (解題) 河東節 (記譜)	主事(教授) 調査補助/調査員(助教授) 調査嘱託 調査嘱託 調査員(助教授) 嘱託員(講師)	大六〽昭一〇 明四二〽/明四三〽大五 明四二〽大七 明四二〽大七 明四一〽大五 (大六〽大七) 明四一〽(昭一六) 明四一〽/明四四〽昭四 明四一〽大七 明四一〽	大六、一一、一四(任) 明四一、四、一〇(任)、大五、一二、二七(退) 明四一、五、二六(任)、大五、二、一六(没) 明四一、五、二六(任)、大八、四、一一(没) 明四一、一〇より調査 大六、一、二三(任)、大八、三、三二(解) 明四一、六、一〇(任) 明四一、一〇、三一(任)、昭五、一〇、八(没) 明四一、一三、一(任)、大八、三、三二(没)
川崎利吉 黒木(福田)勘藏 鈴木利平 大高藤次郎* 〔寛〕捺印)* 湯原元一 前田久八	川崎九淵 幸堂得知 清元藤吉 〔未詳〕	能楽 (年表) (解題) 清元節 河東節 (記譜)	調査嘱託 雇/調査嘱託 調査嘱託 掛長(校長) 調査員(助教授) 嘱託員	明四一〽/大三〽四 明四二〽大五 明四二〽大九 大一〇〽大一二 明四一〽/明四四 明四二〽昭二 明四一〽大二 明四一 明四一〽/大三〽四 明四二〽大五 明四二〽大九	代理出勤(10回) 明四二、四、一六(任) 大一一、一一、一(解) 代理出勤 明四二、四、二七(任)、昭二、一〇、二一(解) 代理出勤(二回) 明四三、四、一三(任)、大二、三、三二(解) 明四三、五、一九(任) 大九、四、二(没) 〔名譽職トシテノ嘱託〕 演奏会出演、昭二、三、三一(解)
小林鉦次郎* 常岡丑五郎 松原清一* 〔未詳〕 竹内平吉 田邊尚雄 松坂春榮 二見金助 山口菊次郎 吉丸一昌 上原六四郎 上 眞行 杵家六左衛門 坂田政太郎 小林文太郎 小井出とい* 細谷侘太郎 兼常清佐 小原知孝*	初代杵屋五三郎 六代常磐津文字太夫 二代清元梅三郎(三世梅吉) 常磐津豊蔵 竹本撰津大掾 山口殿 竹曲 義大夫節 箏曲 雅楽 長唄 長唄 新内節 京歌 長唄囃子 〔記譜〕	長唄 常磐津節 清元節 常磐津節 (記譜) 箏曲 義大夫節 箏曲 雅楽 長唄 長唄 新内節 京歌 長唄囃子 (記譜)	調査補助 調査嘱託 調査嘱託(講師) 調査嘱託(講師) 調査員(教授) 調査員(講師) 調査嘱託 調査嘱託 調査嘱託 調査嘱託 調査嘱託 調査嘱託 調査嘱託 調査嘱託 調査嘱託 調査嘱託	明四三〽大二 〔明四三〽明四四〕 〔明四四〽大八〕 〔明四四〽大六〕 〔明四四〽昭二〕 明四四〽(大四) 明四四〽明四五 〔明四五〽昭一〇〕 〔明四三〽大七〕 明四四〽昭一六 大一一〽(昭四) 大二〽大七 大二〽(大一一) 大三〽大七 (大三〽大七) (大三〽大七)	明四四、九、一五(任) 明四四、九、二九(任)、演奏会出演 明四四、一〇、一一(任) 大一一、一二、一一(任)、昭五、九、四(没) 大七、一一、一五(没) 大二、一一、一五(没) 六四、九、二〇(任)、大八、一、二〇(解) 記譜応募者(大七)

竹内鏡三* 乙骨三郎 辻精之助* 吉住小三郎 杉本金太郎 小林鎌吉	清元吉太郎 四代吉住小三郎 三代杵屋六四郎 稀音家六四郎(大一一五) 四代吾妻路宮古太夫 八代富士松加賀太夫(昭五)	(記譜) 清元節 長唄 長唄 新内節	調査員(教授) 調査嘱託 調査嘱託 調査嘱託	(大三) 大三~大七 大三~大四 (大三~昭一六) (大四~昭一六) 大二~(昭八)	記譜応募者(大三、一、二二) 再調査協力(三回) 大三、一一、一八(任)、演奏会出演 大三、一一、一八(任)、演奏会出演 大三、一一、一九(任)(大二、二、五より出勤)
弘田龍太郎 多 久寅 多 忠基 東儀俊龍 松本 長*	(記譜) 雅楽 雅楽 雅楽 能楽	調査補助/調査員(助教授) 調査員(教授) 調査嘱託(講師) 調査嘱託(講師) 調査嘱託(講師)	大三~大九~昭二 大五~昭一 大五~大一〇 大五~大一一 大五~(大六) 大六~大一二 大六~大七、八 大七、九~昭二 (大六~大七) 大八~大一二	大八(嘱託員::講師) 大五、一、二二(任)、大一一、七、九(没) 大五、一、二二(任)、昭二、二、二三(没) 大六、九、二五(任)、大一一、一一、一(解)	
北村季晴 茨木清次郎 村上直次郎 大須賀 續 梁田 貞	(記譜) 義太夫節 義太夫節 義太夫節 義太夫節	嘱託員 掛長(校長) 掛長(校長) 掛長(校長) 調査員(教授) 調査補助	大八、三、三二(解) 大八、九、一〇(任)、大一一、一一、一(解) (出勤簿には大一一四、七まで捺印あり) 大八、一一、六(任)、大一一、三、一九(没) 大八、一一、六(任)、演奏会出演、大一一、三、一八(没) 大一一、七、二六(没)		
岩崎治助 貴田常次郎 高橋よし* 柳原ひさ* 奥 好義 菅野タカ子* 小林さん* 乗杉嘉壽 吉田定次郎 常岡鑛之助 大塚 淳 橋本國彦	豊澤廣助 三代竹本越路太夫 宮園千春 荻江ひさ 名見崎多賀 宮園千香 四代松永和風 七代常磐津文字太夫	宮園節 荻江節 雅楽 富本/一中節 宮園節 長唄 常磐津節	嘱託員 掛長(校長) 嘱託員 嘱託員 嘱託員 嘱託員 嘱託員 嘱託員 調査員(講師) 調査員(講師) 調査員(嘱託)	再調査協力 再調査協力 再調査協力	
赤川寅太郎 早川與甫	(事務・謄写)	書記 雇	明四〇~大二三 明四〇~大二四	明四〇、一〇、一〇(任)、大一一、二四(退)	

山本昇 屋代七吉 小林(内山)波之輔 豊田多久藏 都竹清市郎 今村壽	(謄写)	書記 雇／書記 雇 書記 書記 書記	明四一〜大六 大三〜大五〜大七 大五〜大八 大七〜大八 大九〜大一二 大一三〜昭六	大八、三、三一(解) 大五、一、八(任)、大九、一、一〇(退)
松井たつ 原田親美 河村朝吉 酒井悌 清水ひさ子			(大三) (大四) (大五〜大六) (六一三) (六一三)	出勤簿に記載 " " " "

二 唱歌編纂掛

唱歌編纂掛は明治四十年(一九〇七)十月、文部省から『尋常小學唱歌』の編纂を委嘱されたことにより設けられた掛である。唱歌は明治五年(一八七二)の学制頒布で教科の二科目となったが必須科目ではなく、各学校が任意に行っていた。教材は文部省出版として音楽取調掛が編集した『唱歌集』(明治十四年〜十七年)を始め、その後明治二十年代から三十年代にかけて編集された種々の『唱歌集』が文部省の検定を受け検定教科書として使用された。だが明治三十五年(一九〇二)に検定教科書の採択に際しての贈収賄問題が明るみに出て、いわゆる教科書疑獄事件が起こったため、文部省は急遽教科書を国定にする方針を定めた。翌年四月、小学校令中「教科用圖書」の部分を「小学校ノ教科用圖書ハ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノタルヘシ」と改めた。この改正により、全国の小学校で同一の教科書を使用する教科書国定制が、戦後の教育改革まで継続することとなる。小学校令の規定には「小学校教科用圖書中修身、國語、算術、日本歴史、地理、圖書ヲ除キ其ノ他ノ圖書ニ

限り文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノ及文部大臣ノ檢定ヲ經タルモノニ就キ府縣知事之ヲ探定ス」とあり、明治三十七年に修身、國語讀本、書き方手本、日本歴史、地理、三十八年に算術と図画、四十三年には理科の国定教科書が発行された。音楽は国定にはならなかったが、文部省は国定に準じた教科書の編纂に乗り出した。

唱歌教科書の作成委嘱を受けた東京音楽学校は編集委員に上眞行、小山作之助、島崎赤太郎、楠見恩三郎、岡野貞一、南能衛らを任命し、唱歌教科書編纂の第一歩として読本中の韻文に作曲した『尋常小學讀本唱歌』(二冊本)を明治四十三年(一九一〇)七月十四日に出版した。次いで各学年ごとの教科書『尋常小學唱歌』(第一学年〜第六学年)が明治四十四年から大正三年(一九一四)にかけて作成された。編纂はおのおのの委員が製作を受け持った歌詞と楽曲を持ち寄って文部省の会議室で行われ、一曲毎に委員が審議して合議制のもとに各学年二十曲、計百二十曲を作り上げた。したがって作詞者、作曲者の個人名は明らかにせず版權は文部省が保有することになっている(参考資料一参照)。『尋常小學唱歌第一学年〜第六学年』は教師用と児童用に分かれ、教師用には指導上の注意と平易な伴奏が付いている。この教科書は大正から昭和初期に至るまで、実質的には国定教科書のように大部分の